

来年1月からマイナンバーカードがあれば

全国のコンビニで 住民票が取れる

来年1月6日(月)から、久留米市の住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書などが全国約4万5000店舗のコンビニエンスストアのマルチコピー機で取れるようになります。



マイナンバーカードをかざし、タッチパネルを操作するだけ

通勤や買い物をついでに

これまで、住民票の写しなどの証明書は、本庁舎や各総合支所、市民センターの窓口や本庁舎一階、西鉄久留米駅構内にある自動交付機で取ることができました。来年1月6日(月)からは、全国のコンビニで取れるようになります。市外に通勤している、市役所が開いている時間に行けなくても、土・日曜、祝日に取ることが出来ます。

コンビニで取れる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、戸籍全部(個人)事項証明書です。このサービスを利用するには、マイナンバーカードが必要です。全国のセブンイレブン、ローソンなど、マルチコピー機が設置されている店舗なら、どこでも取ることが出来ます。

コンビニ交付は、全国の自治体で一斉にスタートするサービスではありません。自治体によって実施の有無や取得できる証明書などが異なります。

マイナンバーカードが必要

平成28年1月から開始したマイナンバーは、外国人を含む日本国内の住民に指定・通知された12桁の番号で、一人ひとりに

通知カードが発行されました。マイナンバーカードは、顔写真入りのプラスチックの物で、公的な身分証明書や確定申告などさまざまな用途で使えます。カードを作るには申請が必要です。通知カードに付いている交付申請書で申請すると、約2カ月後に交付案内のながきが届きます。受け取り日時を予約し、必要な書類を持って取りに行ってください。

や、住所や氏名が変わった場合などは、窓口で新たに受け取り、カードの申請をすることもできます。

自動交付機は12月で終了

本庁舎一階と西鉄久留米駅構内にある自動交付機は、12月28日(日)で終了します。現在、使っているくるめ市民カードは、窓口で印鑑登録証明書を取得するときに必要なので、捨てないでください。無くなった場合は、再

度、印鑑登録が必要です。

◎市民課 ☎0942・30・9027、FAX 0942・30・9758



これまでのカードは市役所窓口で使えます

印鑑登録証

窓口で印鑑登録証明書を取るときに必要です。新規で発行はしていません



くるめ市民カード

窓口で印鑑登録証明書を取るときに必要です



住民基本台帳カード

公的な身分証明書として使えます。マイナンバーカードを申請する場合は、交付時に回収します



マイナンバーカードを持つと 待ち時間もありません

マイナンバー制度がスタートして3年がたちますが、久留米市のカードの取得率は8.1%で、国の13.5%や県の12%と比べると大幅に下回っています。住所を変更した後に、運転免許証の更新に行くときなどは、あらかじめ住民票の写しを取らないといけなかったのが、今後は必要なときにすぐ取ることができます。ぜひカードを作ることをお勧めします。



市民課でマイナンバーカードの交付を担当する泊奈生さん

申請方法ははこちら

スマートフォンで

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影
- ②交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセス
- ③画面に従って、必要事項を入力し顔写真を添付して送信

パソコンで

- ①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存
- ②申請用WEBサイトにアクセス
- ③画面に従って、必要事項を入力し顔写真を添付して送信

郵便で

- ①交付申請書に署名または記名押印し、顔写真を貼付
- ②封筒に入れて郵便ポストへ

証明用写真機で

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ②案内に従って、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信

申請後約2カ月で、市役所からはながが届きます。受取日を予約して窓口で受け取ります。